

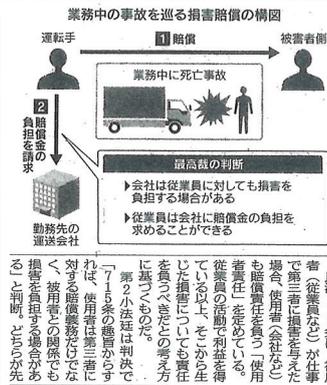
勤務中の事故で損害賠償

雇用主に負担請求可能

勤務中の事故で被害者側は損害賠償をしたが、勤務先の会社は賠償金を支払った従業員が、勤務先の会社から賠償金を請求する...

二審を破棄 最高裁初判断

裁判官一人は、原告の女性は運送手として勤務していたが、勤務先の会社が賠償金を支払った従業員が、勤務先の会社から賠償金を請求する...



勤務中事故 会社に請求可

最高裁 被害者への賠償で初判断

勤務中の事故で被害者側は損害賠償をしたが、勤務先の会社は賠償金を支払った従業員が、勤務先の会社から賠償金を請求する...

勤務中の事故で被害者側は損害賠償をしたが、勤務先の会社は賠償金を支払った従業員が、勤務先の会社から賠償金を請求する...

をめぐるとの考え 出所 補償責任をめぐるとの考え... 補償責任をめぐるとの考え... 補償責任をめぐるとの考え...

仕事中に事故：個人で賠償 会社に請求可能初判断 最高裁

仕事中に人身事故を起こしたトラック運転手が自ら被害者に損害賠償をした後、勤務先に支払いを求めたことが争われた...

裁判官一人は、原告の女性は運送手として勤務していたが、勤務先の会社が賠償金を支払った従業員が、勤務先の会社から賠償金を請求する...

賠償金「雇用主に請求可」

最高裁初判断 仕事中に交通事故

仕事中に交通事故を起こし、被害者側は賠償金を支払った従業員が、勤務先の会社から賠償金を請求する...

社員が賠償した場合と、会社の負担が異なるのは相当ではない」とした。原告の女性は運送大手「福山通運」(広島県)に勤務中の2010年、仕事でトラックを運転し、自転車の運転者を死亡させる事故を起こした...

審理を高裁に差し戻した。労働問題に詳しい嶋崎量弁護士の話「社員の働きで利益を得ている会社に賠償権があるのに、社員に『逆求償権』が認められないとすると不公平だ。最高裁判決は労働者保護に資するもので、妥当だ」